地方財政審議会付議（説明）案件

令和８年８月２８日（金）

（案件名）

令和８年度８月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

〇特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）
第三十三条　総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は**都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

自治税務局　企画課
課長補佐　　小西　一功
（内２３５１１）

令和８年度８月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

１　起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第３１条に基づいて、令和８年度８月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

２　対象団体

全都道府県

３　譲与額

５，７８６億円（5月～7月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額）

・前年度８月期比　　＋８６２億円（＋17.5%）

４　譲与日

令和８年８月３１日（月）

５　譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	５月、８月、11月、２月
譲与税の使途	条件・制限なし
令和７年度譲与実績	２５，７２２億円
令和８年度地財計画	２６，０１６億円

《注》令和２年２月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

（案）

総 税 企 第　　号
令和８年８月３１日

各都道府県知事　殿

総　務　大　臣
（ 公 印 省 略 ）

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成３１年法律第４号）第３１条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和８年８月３１日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和８年度８月期　特別法人事業譲与税譲与金額一覧

（単位：千円）

都道府県	金額
北海道	26,501,808
青森	6,279,662
岩手	6,140,423
宮城	11,676,854
秋田	4,867,065
山形	5,417,557
福島	9,298,647
茨城	14,542,877
栃木	9,805,866
群馬	9,836,118
埼玉	37,256,255
千葉	31,877,969
東京	9,992,031
神奈川	46,856,290
新潟	11,165,932
富山	5,249,084
石川	5,744,728
福井	3,889,905
山梨	4,108,585
長野	10,388,517
岐阜	10,037,151
静岡	18,429,385
愛知	38,258,833
三重	8,979,597
滋賀	7,170,524
京都	13,077,323
大阪	44,829,079
兵庫	27,721,174
奈良	6,718,377
和歌山	4,679,799
鳥取	2,807,152
島根	3,404,280
岡山	9,579,054
広島	14,201,463
山口	6,807,582
徳島	3,649,956
香川	4,820,104
愛媛	6,770,969
高知	3,507,764
福岡	26,048,327
佐賀	4,116,032
長崎	6,656,716
熊本	8,817,516
大分	5,700,729
宮崎	5,425,414
鹿児島	8,056,414
沖縄	7,443,779
合計	578,610,666

（参考）令和８年度　特別法人事業譲与税　譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：23,509億円

８月期譲与額（譲与制限後）：100 億円

８月期譲与制限額：544 億円
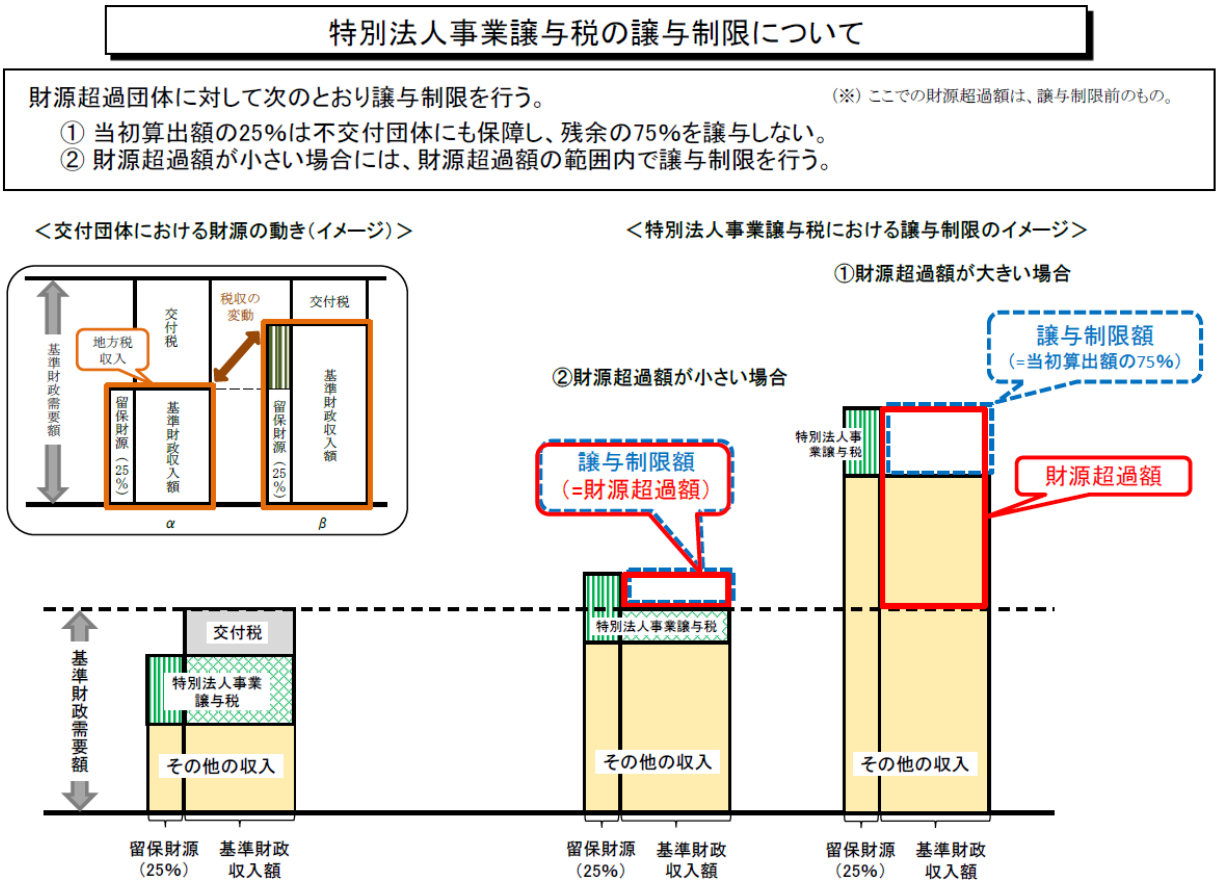
※ 譲与制限がない場合の８月期譲与額　544＋100＝約 644 億円